

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間並びに55年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和55年4月及び同年5月
③ 昭和55年6月から56年4月まで

私は、昭和48年6月に会社を退職して専業主婦となって以来、納付書が届くと必ず国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

また、いつの頃か時期は定かではないが、納付書が届かなくなったので、A市役所の出張所へ問い合わせに出向いた際、当時は何を納付するのか詳しいことは分からなかったが、職員に指示されるままに通常とは異なる赤っぽい文字で印字された納付書を使用して、国民年金保険料を分納したことがある。

昭和56年11月以降の約5年間は国民年金の未加入期間であることは、私に一度だけ国民年金の喪失手続を行った記憶があるので分かっているが、それ以前に喪失手続を行った記憶がないので、上記の分納した国民年金保険料は、私が付加保険料と一緒に保険料の納付を始める前の申立期間③の保険料であることに間違いがないはずであり、この期間が未加入期間とされているので、納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、任意加入被保険者の資格は加入手続を行った日に取得し、喪失手続を行った日に喪失するものとされている。

そこで、申立期間③について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②直後の昭和55年6月14日に任意加入被保険者の資格

を喪失し、56年5月25日に同資格を再取得していることが確認できるとともに、その前後における申立人からのその他一連の届出に関する処理年月日と時系列的に矛盾がない上、当該資格喪失日及び資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された資格喪失日及び資格取得日と一致していることから、申立人がそれぞれの該当日において、任意加入被保険者資格の喪失手続及び再取得手続を行ったものとみるのが自然である。この場合、申立期間③については任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立人は、結婚後に会社を退職して昭和48年6月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、その直後の同年6月20日に国民年金に任意加入しており、それ以降、未納とされている期間は申立期間①及び②のみである上、任意加入期間途中の50年4月から51年3月までの厚生年金保険被保険者期間との切替手続を遅滞なく行っていることが、A市の国民年金被保険者名簿により確認できるなど、当時における申立人の年金制度に対する関心の高さ及び納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、上記国民年金保険料の納付済期間のうち、大部分の期間についてA市の検認印がある国民年金手帳のほか、同市の現年度保険料の領収証書を所持しているが、これとは別に赤っぽい文字で印字された納付書を使用して、保険料を分納したことがあると申し立てしているところ、当時の国庫金納付書は、茶色の文字で印字されていたことがこれまでの調査により確認されていることから、申立人が当該納付書を使用して分納したことがあるとする保険料は、過年度保険料である可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①は3か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を納付済みであること、申立期間②は2か月間と短期間であり、これに引き続く申立期間③直後の昭和56年5月から付加保険料を含めて保険料の納付を再開していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料については、それぞれ国庫金納付書を使用して過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間並びに55年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和41年から夫婦の国民年金保険料を欠かさず納付してきたのに、申立期間①及び②のみが未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和41年1月からそれぞれ60歳期間満了までの約37年間のうち、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付し、夫婦の保険料を納付してきたとする申立人の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ1か月間及び3か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることから、申立人が当該期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳によると、申立期間②後の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料について、57年3月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において申立期間②は、時効成立前の期間であり保険料の納付が可能であることなどを踏まえると、当時、既に納付済みであった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月
② 昭和55年1月から同年3月まで

夫が、昭和41年から夫婦の国民年金保険料を欠かさず納付してきたのに、申立期間①及び②のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立人の夫が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和41年1月からそれぞれ60歳期間満了までの約37年間のうち、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付し、夫婦の保険料を納付してきたとする申立人の夫の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ1か月間及び3か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることから、申立人の夫が当該期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳によると、申立期間②後の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料について、57年3月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において申立期間②は、時効成立前の期間であり保険料の納付が可能であることなどを踏まえると、当時、既に納付済みであった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年3月まで

私は、昭和36年頃、自宅に来たA市の職員に勧められて夫婦一緒に国民年金に加入したが、当初は国民年金保険料を納付していなかった。

しかし、夫が厚生年金保険被保険者でなくなった昭和39年7月頃から国民年金保険料の納付を開始し、私が、自宅に来る集金人に、毎月夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間当時の保険料額は、月額一人100円ぐらいだったと思う。私が夫婦二人分の保険料の納付を担当していたのに、申立期間の保険料が私のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和39年7月1日に夫婦で国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能である。

また、申立人及びその夫は、申立人が夫婦の国民年金保険料の納付を全て担当していたと、共に陳述していることから、申立人の夫に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、国民年金に再加入した昭和39年7月以降60歳となる平成元年*月までの保険料が、未納無く納付されていることが確認でき、被保険者期間中の過年度納付及び納付催告を受けた記録は見当たらず、納付を担当したとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫が現在所持している昭和46年度から49年度までの国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、夫婦同一年月日で検認印が押されていることから、A市の申立人宅に集金人が訪問し、夫婦二人分の国民年金保険料が現年度で収納されていたことがうかがえる。

加えて、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立期間前後を通じて住所変

更はなく、9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を、自宅を訪れる集金人に申立人がその夫の保険料と一緒に納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から56年3月まで

私は、昭和53年12月に会社を退職した時、厚生年金保険から国民年金への切替を忘れていたが、1年ぐらいたった頃、母から言われ慌てて母と一緒にA市B区役所へ行き手続をした。その際、年金手帳を提出し、未納分を含め納めるべき国民年金保険料を現金で納めたが、領収証書は交付されなかった。領収証書について聞くと、窓口の職員から手帳の初めて被保険者となった日の欄に記入された「昭和53年12月16日」のところを示され、「これが領収証書代わりになるので、大切にしてください。」と言われた記憶がある。その時に納付した金額は記憶していない。当時は1か月でも未納があれば年金を受給できないと思っていたので、切替手続時に未納分全てを納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き全て納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続もおおむね適切に行うなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿等により、申立人の加入手続は昭和56年5月頃に行われたと推認され、この加入手続時点からすると、申立期間のうち、54年3月以前は時効により国民年金保険料を納付できないものの、同年4月以降については過年度納付が可能であり、A市は申立期間当時、過年度納付書(国庫金)を区役所で交付していたとしていることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、加入手続時点で過年度納付が可能であった期間を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から55年12月まで
② 平成3年1月

昭和57年10月から自営業を行うこととなり、その機会に健康保険について、自身と子供を親から独立させる手続を行うためにA市B区役所へ出向いた。

その際、職員から国民年金に未加入であることを指摘されたため加入手続を行い、納付可能な過去の国民年金保険料について、後日、郵送された納付書に現金を添え、分割してB区役所又は銀行窓口で納付したはずである。

国民年金への加入当初は区役所に出向き、国民年金保険料を納付していたが、割と早い時期に口座振替に変更したはずである。

また、預金残高の不足により口座振替ができなかったこと、及び未納保険料に対する督促を受けた記憶はないが、仮に口座振替不能の場合に納付書が郵送されてくるのであれば、放置しておくはずはない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区において、昭和46年3月21日を国民年金被保険者資格の取得日として58年10月に払い出されており、また、前後の手帳記号番号及び申立人の最初の国民年金保険料の納付日により、同年9月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この加入手続時期からみて当該期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間②は1か月と短期間である上、国民年金に加入手続後の加入期間の国民年金保険料については、当該期間を除き全て納付済みとなっている。

さらに、申立人は、国民年金に加入手続後の国民年金保険料の納付方法について、早い時期に口座振替を開始したとしており、また、口座振替不能の場合、納付書が郵送されてくるのであれば放置しておくはずはないとしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間②後の平成3年12月11日において発行時期及び前後の納付記録から、申立期間②のものと推認される過年度保険料の納付書が発行された事跡が確認できる一方で、その後の10年6月9日において、9年1月から同年3月までの期間に係るものと考えられる過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できること、当該期間を含む8年9月から9年3月までの保険料については、1か月ごとに7回に分けて過年度納付していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人は、現年度納付できなかった他の期間については、後日送付された納付書により過年度納付を行っていたものと推認できることから、申立期間②についても、他の期間と同様に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記のとおり申立人の国民年金の加入手続は、昭和58年9月頃に行われたものと推認でき、この加入手続時期からみて当該期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後に遡って国民年金保険料を分割して納付したとしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間①直後の昭和56年1月から58年3月までの期間について、4回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立人は、納付可能な過年度保険料を納付していたものの、当該期間については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、別の手帳記号番号が、申立人が婚姻期間中に居住していたC市において、昭和47年頃に払い出されていることが確認できたものの、納付記録は無いまま平成23年3月21日に喪失処理されている。

加えて、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年11月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年10月1日から10年3月26日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から10年3月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年11月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば申立人の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同年7月11日付けで、7年11月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正は、新たに別途1回の随時改定（平成7年11月1日）が追加されており、不自然な事務処理となっている。

また、オンライン記録によると、A社の元事業主を含む元従業員4人についても、申立人と同日に標準報酬月額の変及訂正処理が行われている。さらに、前述の元事業主は、「申立期間当時は、売上げが急激に下がり経営は悪化した。」と陳述し、申立期間に被保険者記録の有る元従業員1人も、「申立期間当時は、経営状態が良くないと聞いていた。」と陳述していることから、申立期間当時、同社は社会保険料の納付が困難な状態であったことがうかがえる。

一方、商業登記の記録により、申立人は申立期間にA社の取締役であったことが認められるが、申立人は、「社会保険事務は社長と経理担当者を信用して任せていた。」と陳述しているところ、前述の元事業主も、「申立人は、社会保険事務に一切関与していない。」と陳述している。

以上の事実を総合的に判断すると、申立人について、平成7年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月26日までの期間については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間については定時決定により15万円と記録され、以後、申立人がA社で資格を喪失する同年3月26日まで同額であることが確認できるところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

しかし、申立人は、「A社に入社する時に、給与は手取額で36万円と約束しており、退職するまで給与に変動はなかった。」と陳述しているところ、前述の元事業主は、「申立人は得意先の紹介でA社に来てもらった。給与については、前の職場と同じくらいの確か35万円くらいという条件だった。そのような経緯から、申立人については入社してから退社するまで給与を下げたことはなく、35万円くらいの手取額を現金で支給していた。また、申立期間当時は売上げが急激に減り経営は悪化していたが、申立人には工場を任せており、申立人が辞めると仕事がなくなるので、申立人及び従業員の給与は遅配することなく支払っていた。」と陳述していることから判断して、申立人は、申立期間について、従前と同額の給与を受け取っていたことが推認できる。

また、前述の元事業主は、「一般の従業員に対しては給与明細を作成していたと思うが、申立人は役員であり、給与も手取額が定額の35万円くらいであったことから、厚生年金保険料を控除した後に35万円となるように調整して支給し、給与明細は作成していなかった。標準報酬月額を減額した後も給与は35万円ぐらいを支給しており、これは社会保険料についても減額

する前と同額の保険料を控除していたこととなり、浮いた保険料については、経費に回した形になっていたと思う。」と陳述している。

さらに、前述の元事業主は、「申立期間当時は、売上げが急激に下がったため、申立人らの標準報酬月額を減額したと思う。」と陳述しているところ、申立期間の標準報酬月額が減額されたのは、事業主が売上げ低下により社会保険料を低く抑えるため、社会保険事務所に対し届出のみを減額したものであり、申立人及び元事業主の陳述からも、申立期間に申立人の報酬月額が減額された状況は確認できず、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月26日までの期間も、同額の給与が同様の方法で支給されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、社会保険事務所の記録どおりの保険料を納付したと思うとしていることから、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月26日までの期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額（36万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年1月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月13日から26年1月13日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社本社のD課で、昭和24年3月12日から26年1月12日まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i) 申立人の資格喪失年月日は、「25.1.13」又は「26.1.13」（年が判読できない。）と記載されており、一度朱書きされた後に、年と月を黒い字で上書き修正した事跡が確認できる（当該被保険者名簿の申立人と同一ページの他の被保険者の資格喪失日は、全て朱書きされている。）、ii) 申立人に係る欄の左の枠外に「罫」の押印が確認でき、健康保険被保険者証の検認を行った旨の表示であると考えられるところ、同被保険者名簿の表紙は保存されていないが、C県内の他の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の表紙を見ると、申立人の資格喪失日より後の昭和25年7月にC県が当該検認を行った旨の押印の記録が確認できる、iii) 申立人に係る「標準報酬等級並びに適用年月日」欄には、

同年1月の標準報酬月額「6,000」と記載した横の欄にチェックした事跡が確認できるところ、当該チェックの二つ上の欄（一つ上の欄の被保険者は昭和25年2月に被保険者資格を喪失しており、チェックした事跡は確認できない。）を見ると、標準報酬月額が同年6月1日に随時改定された記載が確認できる上、同被保険者名簿において申立人と同時期（昭和25年1月）に被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員6人には当該チェックが無い。

これらの記録を前提とすると、申立人が昭和25年1月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和26年1月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年4月及び同年5月は30万円、同年6月から15年3月までは20万円、同年4月から16年5月までは26万円、同年6月から同年9月までは20万円、同年10月から18年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年1月1日まで
② 平成13年4月1日から19年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年4月及び同年5月は30万円、

同年6月から15年3月までは20万円、同年4月から同年8月までの期間及び同年10月から16年5月までの期間は26万円、同年6月から同年9月までは20万円、同年10月から17年6月までは19万円、同年8月から18年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年9月及び17年7月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、それぞれの前後の期間の給与明細書で確認できる保険料額が同額であることから、15年9月は26万円、17年7月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「先代の申立期間当時の事業主からは、社会保険事務所（当時）の指導で標準報酬月額を低く届け出たと聞いている。」と陳述している上、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、申立期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年1月については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間①については、申立人は、保険料控除額等を確認できる給与明細書等を所持していないところ、元事業主は、「申立期間当時のことは分からない。資料も無い。」と陳述しているため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録に、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年1月から同年9月までは22万円、12年11月及び13年4月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から14年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社では、毎月60時間ないし100時間相当の残業代を含め、30万円から35万円ぐらいまでの給与を受け取っていたのに、その残業代が標準報酬月額に反映されていない。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年1月から同年9月までの期間、12年11月及び13年4月に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の11年分から13年分までの源泉徴収票及び通帳未記入明細のお知らせ、B銀行C支店提出の申立人に係る取引明細表及び元同僚提出の給与明細書により推

認できる厚生年金保険料額から、11年1月から同年9月までは22万円、12年11月及び13年4月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の取締役で事業主の妻は、申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年10月までの期間、同年12月から13年3月までの期間及び同年5月から14年6月までの期間については、前述の申立人提出等の資料から推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか又は同記録より低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成10年9月から同年12月までの期間については、申立人は、保険料控除額等を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等を所持していない上、A社は16年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述のとおり、同社取締役で事業主の妻は、申立期間当時の資料を保存していないとしているため、申立人の保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成10年9月から同年12月までの期間、11年10月から12年10月までの期間、同年12月から13年3月までの期間及び同年5月から14年6月までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成6年8月及び同年9月は32万円、同年10月から7年9月までは34万円、9年4月から同年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年4月1日までの期間及び10年10月1日から11年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、7年10月から8年5月までは30万円、同年6月から同年9月までは34万円、同年10月から9年3月までは38万円、10年10月から11年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成7年10月から9年3月までの期間及び10年10月から11年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から11年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月1日から7年10月1日までの期間及び9年4月1日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、6年8月及び同年9月は32万円、同年10月から7年9月までは34万円、9年4月から同年9月までは38万円、同年

10月から10年9月までは41万円と記録されていたところ、6年8月から7年9月までは、同年1月26日付けで6年8月1日に遡って11万円に、9年4月から10年9月までは、同年1月18日付けで9年4月1日に遡って9万8,000円に、それぞれ引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給与明細書を見ると、当該期間において、遡及訂正後の標準報酬月額ではなく、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とほぼ符合する額の保険料が継続して控除されていたことが確認できるところ、A社で経理を担当していた元同僚は、「申立期間当時、A社では社会保険料を滞納していた。社会保険事務所の担当者が来て事業主と相談後、標準報酬月額の訂正を行ったと思う。遡及訂正後も申立人の給与から引き続き、高い標準報酬月額に基づいた保険料を控除していた。」旨陳述している。

また、オンライン記録によると、申立人以外に元事業主を含む複数の元同僚についても、申立人と同様に平成7年1月26日付け及び10年1月18日付けで、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記の記録により、申立人は申立期間にA社の取締役であったことが認められるが、申立人は、「申立期間当時、経理事務及び社会保険事務には関与していなかった。」としているところ、前述の経理を担当していた元同僚も、申立人と同じ内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、平成7年1月26日付け及び10年1月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について、6年8月1日及び9年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年8月及び同年9月は32万円、同年10月から7年9月までは34万円、9年4月から同年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、前述の平成7年1月26日付け及び10年1月18日付けの遡及訂正処理後の期間に係る標準報酬月額については、7年10月1日の定時決定では11万円、10年10月1日の定時決定では9万8,000円と記録されているところ、これら2回の定時決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

申立期間のうち、平成7年10月1日から9年4月1日までの期間及び10年10月1日から11年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年10月から8年5月までは30万円、同年6月から同年9月までは34万円、同年10月から9年3月までは38万円、10年10月から11年3月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は間違っただけの処理をしていたことはない旨を主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成4年3月23日に、資格喪失日に係る記録を同年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月23日から同年4月21日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

私が所持する給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているものの、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成4年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和18年7月1日から20年4月13日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月13日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年7月1日から20年4月13日まで
② 昭和20年6月10日から21年4月1日まで

申立期間①について、私は、13歳の頃（昭和10年）からA社でF業務に従事していた。しかし、戦火が激しくなったため、昭和20年4月13日付けで同社を退職しB県に疎開した。

申立期間②について、B県に疎開した後に、知人の紹介でC社に昭和20年6月10日付けで入社し、D業務に従事した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。

私自身が昭和37年当時に作成した履歴書（以下「昭和37年履歴書」という。）を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社を退職するに至る事実経過の説明は、詳細で具体性があり、かつ、当時E市内において空襲による戦火が激しかったとする陳述内容は、関係資料において確認できる事実とも符合しているほか、申立人提出の「昭和37年履歴書」の記載内容などから判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務していたものと推認できる。

ところで、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和17年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後、同年2月、18年1月及び同年6月に標準報酬月額が改定されていることが確認できるものの、申立人の資格喪失日に係る記録は確認できない。

一方、オンライン記録によると、日本年金機構は平成23年7月19日付けで、上記の厚生年金保険被保険者台帳に記録されている最後の改定年月（昭和18年6月）の翌月1日である昭和18年7月1日を、申立人のA社における被保険者資格の喪失日として一旦処理しているが、当該資格喪失日は上述した申立人の勤務実態を踏まえると、必ずしも事実と則しているとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の同社における被保険者資格の取得日及び喪失日は記載されていない上、健康保険整理番号に相当数の欠落が確認できるところ、日本年金機構は、「戦災により、名簿の一部が焼失した可能性が高い。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）において同社に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年4月13日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人が陳述するC社への入社経緯及び申立人提出の「昭和37年履歴書」の記載内容などから判断すると、申立人は、当時、同社に勤務していたことが考えられる。

しかしながら、C社は昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について事情照会することができない。

また、申立人がC社での同僚として名前を挙げた者にも、同社における被保険者記録は見当たらない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を有していることが確認できる唯一の同僚は、所在が不明であるため事情照会をすることができない。

加えて、C社において、申立期間後に被保険者資格を取得している同僚のうち、所在が判明した6人に事情照会し3人から回答が得られたものの、いずれも「申立人のことは記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができなかった。

また、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額と相違していることが分かった。申立期間の一部の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、11 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 10 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、

同年9月1日から11年2月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月1日までの期間については、申立人から厚生年金保険料の控除額を確認できる資料の提出は得られなかったものの、申立人とほぼ同時期にA社へ入社し同一の業務に従事していた同僚からは、「申立期間当時、雇用上の身分及び業務内容に変更はなく、給与手取額が大きく変動したこともなかった。」旨陳述が得られたほか、別の同僚から提出された申立期間と重なる10年5月分から11年2月分までの給与明細書によると、給与支給額及び保険料控除額はほぼ一定していることなどから判断すると、申立人は、当該期間においても、上述の給与明細書で確認できる前後の月と同様に30万円以上の給与が支給され、かつ、30万円に見合う保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から事情照会に対する回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から11年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が34万円となっているが、平成5年3月にA社に入社して以降の期間は、53万円以上の給与が継続して支給されていたはずであるので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、7年12月5日付けで同年4月1日に遡って34万円に引き下げられ、申立人がA社において被保険者資格を喪失した日まで継続していることが確認できる上、申立期間当時、同社において勤務していた7人の同僚についても、申立人と同様に同年12月5日付けで、同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は平成8年7月31日から11年10月27

日までの期間において、A社の取締役であったことが確認できるものの、役員在任中の申立期間当時も雇用保険の被保険者であったことが確認できるほか、複数の同僚から、「申立人は、A社における社会保険関係手続には関与していなかった。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人及び複数の同僚からは、「申立期間当時、A社は経営状況が苦しくなり、社会保険料を滞納していたように思う。」旨の陳述が得られた。

加えて、当該遡及訂正処理が行われた平成7年12月5日に同年10月の定時決定処理も行われ、34万円と記録されているところ、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されている上述の複数の同僚からは、「遡及訂正処理された平成7年12月5日の前後の期間を通じ、業務内容及び勤務形態等に変化はなく、給与支給額が減額等された事実はなかったし、それ以降の8年10月1日までの期間の給与支給額においても変化はなく、保険料控除額も遡及訂正処理がされた7年12月までの期間を含め、ずっと同額であったと記憶している。」旨の陳述が得られたほか、かかる遡及訂正処理が事実即した合理的なものであったとする事情は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、平成7年12月5日に行われた同年4月1日に遡及しての減額訂正処理及び同年10月の定時決定処理については、事実即したものと認められず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年4月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から53万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年4月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は各年度の定時決定において、いずれも34万円と記録されており、当該定時決定については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、また、申立人から給与明細書等の提出も得られなかったため、給与支給額及び保険料控除額を確認できないものの、当時、申立人と同じくA社の取締役に就任し、ほぼ同額の給与が支給されていたとみられる同僚提出の「平成10年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿(写)」によると、当該同僚には10年1月から同年12月までの期間に毎月59万円の給与が支給され、同金額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、平成11年1月1日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人には各月とも60万円に相当する給与が支給されていたことがうかがえる。

加えて、複数の同僚は、「当該期間中に、勤務形態及び雇用上の身分に変化はなく、給与支給額及び保険料控除額にも変動はなかった。」旨陳述していることなどを踏まえて総合的に判断すると、申立人は、当該期間において53万円以上の給与が支給され、かつ、少なくとも同金額に見合う保険料が控除され

ていたものと推認される。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から事情照会に対する回答が得られないものの、上記において推認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年2月から同年12月までは47万円、14年1月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から14年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当該期間直前までの47万円から9万8,000円に引き下げられていることが分かった。

しかし、当時、私の標準報酬月額を引き下げるという説明はなかったし、実際の給与額は従前の金額のままであったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、B市提出の申立人に係る市民税・県民税課税照会回答書により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成13年2月から同年12月までは47万円、14年1月から同年9月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立人の標準報酬月額を実際の報酬月額よりも低額で社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めている上、前述の市民税・県民税課税照会回答書から推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、市民税・県民税課税照会回答書から推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月5日から34年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和33年9月から平成7年6月まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る昭和36年5月31日現在の退職給与引当金明細書及び平成7年度の賃金台帳兼源泉徴収簿に記載された申立人の入社年月日から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認でき所在が判明した27人に照会したところ、回答が得られた21人のうち、申立人を覚えているとする4人は、「申立人は、A社B課に申立期間及び申立期間後も継続して勤務していた。」旨回答している上、当該4人のうち申立人の上司であったとする者は、「申立人の職種、社員区分、勤務時間及び1週当たりの勤務日数に変化はなかった。」旨回答している。

さらに、照会への回答が得られた前述の21人のうち、自身が記憶するA社への入社日が同社での被保険者資格の取得日と整合している16人は、「申立期間当時のA社では、従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」旨回答している上、そのうち、当初は被保険者資格の取得日が申立人と

同様に昭和 34 年 6 月 1 日と記録（現在は、A 社入社日と同じ日の昭和 34 年 1 月 19 日に記録を訂正済み。）されていた元同僚（申立人と同年代で同職種）が所持する給与明細書を見ると、同社に入社した同年 1 月からの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A 社は、「同僚の給与明細書において、入社月からの厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立人の申立期間に係る保険料も控除していたものと考えられる。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 34 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年代で同職種である前述の同僚の標準報酬月額の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年12月2日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月2日から同年12月2日まで
年金事務所の記録では、私がA社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。
しかし、私は、昭和21年2月2日からA社B営業所に勤務しており、入社と同時に厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したその母親の日記とする書面の記載内容、専門学校に入学する直前から申立人と同居していたとする申立人の妹の陳述内容及び専門学校の卒業証書に記載された卒業年月日等から推認できる同人の入学年月日から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年12月2日までの期間においてA社B営業所に勤務していたことが認められる。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認でき、給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時の当該事業所では、雇用形態にかかわらず従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間同時に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 営業所における昭和 21 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、120 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間について、A 社は、「申立人の人事記録等が残存していないため、申立人の入社日は不明である。」旨回答している上、申立人が同社 B 営業所の上司として名前を挙げた 2 人は、既に死亡しており、当該事業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録が確認できる 10 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む。）に照会したものの、回答が得られた 7 人（申立人を覚えているとする 3 人を含む。）からも、当該申立期間における申立人の在籍を確認又は推認できる陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和 21 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 21 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6265 (事案 127 及び 4118 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 46 年 1 月までの期間及び 56 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 46 年 1 月まで
② 昭和 56 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間①については、A市の集金人に、申立期間②については、B市の集金人及び口座振替により国民年金保険料を納付していたことは間違いないとして、これまで2回にわたり年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、いずれも納付を認められなかった。

しかし、申立期間①については、この当時、叔父が経営するB市内の店で一緒に働いていた義妹から「B市における納付記録が見つかり、記録がまとめられた。」ということを知ったので、同じように納付していた私の国民年金保険料だけが未納とされているのはおかしい。

また、申立期間②については、集金人に以前から継続的に納付しており、昭和 59 年に会社を立ち上げてから会社を譲渡する平成 2 年 3 月頃までの期間は、夫名義の銀行口座から自動引き落としで国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、未納とされていることはどうしても納得できない。

もう一度審議の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 14 日付け及び 22 年 4 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の二度目の再申立てに当たり、申立期間①については、新たに申立人の義妹からB市における同人の国民年金の納付記録が判明し、記録が

統合された旨を聞いたと申し立てているが、同人はそのような事実はないと陳述している上、改めて同人のオンライン記録を確認したところ、C市における昭和55年4月以降の期間に国民年金保険料の納付記録が存在するのみであり、B市における納付記録が見当たらないことは、前回の再申立ての際に行った委員会の調査結果と同様である。

また、申立期間②における国民年金保険料の納付状況について、申立人は前回の再申立ての主張を繰り返すのみである。

これらは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から13年1月までの期間、14年4月から同年7月までの期間及び同年9月から15年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月から13年1月まで
② 平成14年4月から同年7月まで
③ 平成14年9月から15年1月まで

私が平成12年に会社を退職後、自宅に国民年金の加入手続のはがきが届いていたが、そのままにしていたところ、余りにも何度も届くので怖くなり、A市役所へ加入手続に行った。その際、窓口の男性職員から「きちんと手続きしないとだめじゃないですか。」と怒られたことを記憶している。

国民年金保険料は最初にまとめて納付した後は、月額1万3,500円の保険料を毎月納付していた。

それ以降は、会社を退職するたびにA市役所で加入手続を行い、毎月国民年金保険料を納付していたのに、ねんきん特別便を見ると一度も保険料を納付していないとされており、おかしいと思うのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人の公的年金記録は厚生年金保険被保険者の記録を有するのみであり、国民年金被保険者の記録は見当たらないことから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が、申立内容のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が設定された現在の基礎年金番号とは別の基礎年金番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人からは、

申立人がA市役所において窓口の職員に怒られたとすること以外に、加入手続及び保険料の納付方法等について具体的な陳述を得ることができない。

さらに、申立期間①、②及び③は延べ22か月間に及ぶ上、当該期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、毎月納付していたとする申立人の納付記録が、これほどの回数にわたり続けて欠落する可能性は極めて低いものと考えられるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの期間及び同年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から50年3月まで
② 昭和50年4月から57年3月まで

父は、会社の元社員であり、きちりとした性格であった。

そんな父が生前私が結婚し、自身で国民年金保険料を納付するようになるまで、実家で私の保険料を20歳から納付していたと言っていた。

申立期間①には国民年金の加入記録が無く、申立期間②は未納とされているので、それぞれに納付記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に満20歳に到達した日に取得することとなるが、申立期間当時、学生は任意加入とされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚直前にA市からB市へ転入した昭和58年3月に、同市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が大学を卒業したとする直後の50年4月1日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及び同市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、その資格取得日は、申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」と一致している。この場合、申立期間①は、学生の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、当該加入手続が行われた当時において、申立期間②のうち、55年12月以前の

期間は、制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の実家であるC市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は延べ10年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、結婚前の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとするその父親は既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況を確認することができない上、申立人の父親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から61年3月まで

私は、昭和54年7月にA市（現在は、B市）で国民年金の任意加入手続を行った。付加年金の加入手続については覚えていないが、付加保険料を納付すると将来の年金受給額が増えるというので、国民年金定額保険料に月額プラス400円を納付していた。持っていた領収証書は、自宅を改装したときに紛失した。

申立期間について、定額保険料と一緒に納付していた付加保険料が納付となっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

付加保険料を納付するためには、制度上、その旨を居住地の市町村に申し出ることが必要である。

そこで、申立人が国民年金の任意加入手続を行ったとするA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和54年7月12日に任意加入した事跡は確認できるが、付加保険料を納付する旨の申出が行われた事跡は確認できない。

また、当該名簿の納付記録欄を見ると、申立人は、国民年金に任意加入した昭和54年7月から55年3月までの期間及び59年4月の定額保険料を納付し、昭和55年度から58年度までの定額保険料を前納している記録があるが、付加保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、申立人が昭和59年5月に転居したC市の国民年金被保険者名簿にも、申立人が付加保険料を納付する申出を行った記録は確認できず、その納付も確認できない。

加えて、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間について定額保険料が納付された記録は確認できるが、付加保険料が納付された記録は確認できない。

また、申立期間に国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の義母に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、義母は、定額保険料を納付しているが付加保険料を納付した記録は確認できない上、義母は、自身の付加保険料を納付した記憶はなく、申立人の付加保険料については知らないと陳述している。

さらに、申立人に申立期間の付加保険料の納付をめぐる事情について聞き取り調査及び質問書を送付し確認したが、申立人は、付加保険料の手続については覚えていないと陳述しており、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間は 81 か月と長期間に及んでおり、これほど長期間に複数の行政機関で、付加保険料に係る収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から13年3月までの期間及び同年4月から15年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から13年3月まで
② 平成13年4月から15年9月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を納付した記憶はある。申立期間①の保険料が未納となっているのは納得できない。

私が、専門学校生るとき申立期間②の2年間は、学生納付特例の申請をしていた。未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に導入された基礎年金番号が17年9月9日に付番されており、付番契機は「A事由」と記録されていることから、申立人は、この時に8年3月18日に遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

したがって、申立人は、平成17年9月9日の基礎年金番号が付番されるまでは国民年金に未加入であり、申立期間①及び②の時点において、国民年金保険料を納付すること、及び学生納付特例を申請することはできない。

また、当該基礎年金番号の付番時点において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできず、申立期間②についても、制度上、遡って学生納付特例を申請することはできない。

さらに、申立期間は二つの期間で延べ91か月に及んでおり、これほどの長期間にわたり、複数回、国民年金保険料の収納及び記録管理の事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間、同年10月から55年3月までの期間及び同年7月から57年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和51年10月から55年3月まで
③ 昭和55年7月から57年6月まで

私は、結婚後に、夫をはじめ親族から老後のために国民年金に加入するように勧められ、昭和50年8月又は同年9月頃に国民年金に加入した。加入後は、A市とB市のいずれにおいても、病気がちで外出できないことが多かったため、ほとんどの場合集金人に国民年金保険料を納付しており、女性の集金人が来た記憶もある。しかし、時には市役所で納付することもあり、A市では銀行で納付することもあった。転居が多かったため、保管していた領収証書を処分してしまったが、保険料の納付を欠かさぬよう努めてきたため、長期の未納期間があるとは考え難い。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和50年9月から国民年金被保険者資格を喪失した57年6月までの期間のうち、納付済期間を除く全ての期間となる申立期間について、国民年金保険料を納付したとして申し立てているが、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間①、②及び③のうち、55年7月から57年5月までの期間については未納期間、申立期間③のうち、同年6月は未加入期間とされていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致している。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、A市からB市への転出について、職権により遡って手続が行われた旨記載されている上、特殊台帳によると同市の住所欄に「住民票により確認」と付記され、同台帳上の変

更年月日が昭和 54 年 4 月 19 日、移管年月日が同年 10 月 9 日と記載されていることがそれぞれ確認できることから、転居に伴う国民年金の手続が申立人自身により適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は合計 72 か月と長期に及んでおり、これほどの月数にわたって、行政機関において事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6271

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

私は会社を退職して昭和50年12月に結婚したが、将来のことを考えて国民年金に任意加入した。国民年金保険料は、夫の給料から私自身が銀行の窓口で納付した。夫の収入は一般に比べて高く経済的に困ったことはないので、途中で納付をやめるはずがない。

しかし、記録では申立期間が未加入期間とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳によると、昭和58年2月27日付けで、任意加入被保険者の資格喪失の申出の事跡が確認できる上、申立人の特殊台帳に「58年2月27日資格喪失」の記載があり、同年4月に社会保険業務センター（当時）へ進達されている事跡が確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、同市においても少なくとも昭和58年度以降、申立人に納付書を送付することはない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄を見ると、申立期間直前の昭和58年1月の国民年金保険料が被保険者資格の喪失後の同年6月29日に過年度納付されていることが確認できるところ、当時は3か月単位の納付書で3か月分をまとめて納付することとなっていたことを踏まえると、同年2月に被保険者資格が喪失されたことによって、同年1月のみが納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年11月まで

私は、会社を退職した平成3年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、付加年金に加入していた母親の勧めもあって、同時に付加年金の加入手続も行った。申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付書により定期的に納付した。

B市に住んでいた頃、年金に関する報道をテレビでよく見かけ、実家から国民年金に加入当時の領収証書を持ってこなかったことから不安に思い、社会保険事務所（当時）に電話して年金記録について照会したところ、申立期間について、「付加保険料は確かに付いています。」と回答されたので安心していった。

しかし、最近になってねんきん特別便を見ると、申立期間に係る付加年金の加入記録及び別の期間の共済年金の加入記録が無いことが分かった。社会保険事務所に記録の訂正を求めたところ、共済年金の加入記録については訂正されたが、付加年金の加入記録については訂正されなかった。

私の年金手帳にメモが挟んであり、「国民年金 2年間 +400円付加をつけてある」と記載している。このことから、申立期間は付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことは間違いない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市によると、付加保険料は定額保険料との合計額を国民年金保険料額とする納付書を発行して、定額保険料と合わせて徴収していたとしている上、申立人は、納付した保険料とは別に付加保険料のみを納付したことはないとしているところ、同市に係る申立人の国民年金システムを見ると、定額保険料納付者

と記録されていることが確認できる。

また、A市では申立期間当時、国民年金保険料を収納した金融機関から送付されてくる納付書（切り離された市保管部分）を基に、直接機械で読み込んで納付記録を作成したとしており、保険料納付後に事務処理の誤りが生じた可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は、自身の年金手帳に「国民年金 2年間 +400円付加をつけてある」と記されたメモが挟んであったとして、当該メモを提出しているが、上記のことのみ記載されているものであり、当該メモのみでは申立人が申立期間において、付加保険料を納付していたことを裏付ける事情とまでは言えない。

加えて、上記メモ以外に申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から57年3月まで

私は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載されている昭和54年*月*日頃だと思うが、母親と一緒にA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。その時に、何か月分かは忘れたが母親が私の国民年金保険料を納付した。

その後は、昭和57年4月に私が仕事に就くまで、母親が私に代わって国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納期間とされていることには納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年*月*日頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は60年5月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の新規の資格取得のための届出日については、同年5月4日と記載されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、所持している年金手帳以外に年金手帳を交付された記憶はないとしており、国民年金保険料を納付したとしている申立人の母親は既に

他界しているため、保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から47年12月まで

国民年金の加入については、亡くなった母が昭和41年5月頃、A市B区役所に出向き手続を行ったはずである。

結婚前の国民年金保険料については母が納付しており、また、結婚後は私が夫の分と一緒に定期的に保険料を納付していたはずである。

しかし、国民年金保険料の納付方法等の詳しいことははっきりとは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みとなっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳、オンライン記録及びC市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月10日を任意加入被保険者資格の取得日として、同市において払い出されていることが確認できるところ、任意加入の場合、加入日と被保険者資格の取得日は一致することから、申立人が国民年金に加入したのは同日であったと考えられ、陳述とは符合せず、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び独身当時の国民年金保険料の納付については関与していない一方、これらを担っていたとする申立人の母親は

既に他界しており、また、結婚後の保険料についても、自身でその夫の保険料と一緒に納付していたと主張するのみで、具体的な陳述は無く、申立期間の保険料の納付に係る状況は不明である。

加えて、申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料は納付済みであるものの、夫の国民年金手帳記号番号は、独身当時の昭和 35 年 11 月 8 日（制度発足の準備期間中）に、A 市 B 区において払い出されており、加入時期が申立人とは異なっている上、夫については、国民年金手帳が 2 冊保管され、いずれの検認記録欄にも検認印が確認できる一方、申立人は自身の手帳については紛失したとしている。

また、C 市保存の申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿を見ても、同市において国民年金保険料の納付が開始されたのは、夫婦共に昭和 48 年 1 月 24 日であることが確認できる上、当該納付日以前は、申立人の夫については納付済みを示す記載がある一方、申立人の納付記録欄には「不要」の押印があるところ、同市では、「国民年金被保険者名簿に記載されている、「不要」の押印は、国民年金保険料を納付することができない期間を意味している。」と説明しており、納付記録欄の内容においても不自然な点はない。

このほか、申立期間は 6 年 8 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から同年11月まで

私は、平成13年6月末に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後送付されてきた納付書を用いて金融機関及び郵便局等で申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。

しかし、現在の記録では申立期間については申請免除期間とされているが、私は免除申請を行った記憶はない。

申立期間の国民年金保険料について納付したことを証明するものは手元には無いが、親からは必ず年金は納付するようと言われており、会社を退職する都度送付されてきた納付書で保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年6月末に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、申立人に係るオンライン記録を見ると平成13年7月3日に免除申請を行い、その後、厚生年金保険との記録統合による免除記録の変更処理が、同年12月12日に行われていることが確認できる上、申立人に係るA市の電算記録を見ても、同年7月3日に免除申請を受け付け、同年同月23日に社会保険事務所（当時）へ進達を行い、同年8月21日に免除が承認されたことが確認でき、これらの記録自体に特段不自然な点はうかがえない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間後の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料について、同年7月11日に過年度納付している

ことが確認でき、15年2月及び同年3月の保険料についても、同年3月31日に納付していることが確認できる。これらの納付日からみて、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立期間は記録上、申請免除期間であり、当該期間に係る納付書については、送付されなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が当該期間の保険料について追納の申出を行った上で、追納を行うことが必要であるものの、オンライン記録を見ると、申立人が当該期間の保険料について追納の申出を行った記録は確認できない上、申立人から、当時において申立期間の保険料について、追納したことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられ、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 3 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 41 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 20 日から 43 年 4 月 28 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名は、C社で資格を喪失した4日後の昭和43年5月2日に旧姓から新姓へ氏名変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年10月8日に支給決定されていること、申立人は42年10月に入籍していることが戸籍謄本により確認できることなどを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年10月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 22 日から 41 年 3 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

年金事務所で保管されている脱退手当金裁定請求書を確認したが、私の筆跡ではないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことはなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の「住所」欄を見ると、申立人が当時居住していたとする住所地が記載されているなど、記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、当該裁定請求書の「事業所」欄には、A社のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで

私は昭和 52 年 4 月 1 日から 56 年 1 月 31 日までの期間、A 社で勤務した。

しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 56 年 1 月 30 日となっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間も A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元顧問税理士及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は当時、同社又は B 社のいずれかに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人と同時期に A 社から B 社に転籍した同僚が申立人以外にも二人認められるところ、いずれも申立人と同様に被保険者期間の欠落がみられる。

また、当時、A 社とのフランチャイズ契約により、新たに設立された関連事業所へ転籍したとみられる者が 3 人確認できるところ、そのうちの 2 人についても、転籍に伴って厚生年金保険の被保険者期間に 1 か月ないし 2 か月の欠落が生じている。

さらに、申立人と同時期に A 社から B 社に転籍した上記の二人の同僚は、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、「当時のことはよく覚えていない。」旨陳述している。

加えて、A 社の当時の事業主及び上記の顧問税理士に対して、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況について事情照会したものの、「当時の資料等を保存していないため、申立期間における保険料控除及びフランチャイズ契約に

より独立した者に係る厚生年金保険の取扱いは不明。」と回答しているなど、これらの者から、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 11 月 10 日から 26 年 1 月 20 日まで
② 昭和 27 年 6 月 20 日から 37 年 3 月 10 日まで

申立期間①について、昭和 25 年秋頃新聞の求人広告を見て、A社（現在は、B社）の面接を受け、同年 11 月 10 日付けでC業務従事者として採用された。

申立期間②について、昭和 27 年にD県から再度E県に戻り、以前に勤務していたF社の社名はG社へと変わっていたが、場所及び業務内容も同じであったため、再入社し約 10 年間勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。

私自身が昭和 59 年当時に作成した履歴書（以下「昭和 59 年履歴書」という。）を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人提出の「昭和 59 年履歴書」に記載されている同社の所在地と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された所在地が符合していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務期間、厚生年金保険への加入状況及び保険料控除については確認することはできない。」と回答している。

また、上記の現在の事業主は、「詳細は不明であるが、当社では業務が忙し

い時だけ臨時的に従業員を雇用していたことがあり、臨時の場合は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨回答している。

さらに、上記の被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録のある同僚に事情照会し回答が得られたものの、「申立人を記憶していない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について、具体的な陳述を得ることはできず確認することはできなかった。

加えて、上記の被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、F社又はG社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、F社は、申立期間直前の昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、当時の事業主は所在が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について事情照会することができない。

他方、オンライン記録において、G社という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務していたとする同僚の氏名を記憶しているところ、オンライン記録によると、当該同僚についても申立期間中における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、同人は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について事情照会することができない。

なお、オンライン記録において、当時、E県県内に所在した厚生年金保険の適用事業所のうち、その名称に「H」を含むものが3事業所、「I」を含むものが1事業所確認できたことから、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立人に該当する被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 7 日
② 平成 18 年 12 月 8 日
③ 平成 19 年 7 月 6 日
④ 平成 19 年 12 月 7 日
⑤ 平成 20 年 7 月 4 日

A社において、申立期間に支給された賞与が年金記録に反映されていない。

B健康保険組合及びC厚生年金基金には、申立期間の記録が確認できるので、申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A社提出の賃金台帳によると、申立人は、申立期間において賞与が支給されているものの、その賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、同社提出の海外駐在通知書によると、申立期間当時、申立人は海外駐在員であり厚生年金保険料は全額会社負担とする旨の記載も確認できる。

また、事業主は、申立期間に支給した賞与からは保険料を控除していなかった旨を陳述しており、このほか、申立人が申立期間において事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「B健康保険組合及びC厚生年金基金には、申立期間に係る標準賞与額及び賞与標準給与が記録されているので、事業主は、当該健康保険組合等に提出した届出書と同一の内容のものを管轄の社会保険事務所（当時）に届け出ていたはずである。」と主張していることから、当該健康保険組合等が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」及び「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」と、年金事務所が保管する「厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「届出書」という。）について、それぞれの記載内容について検証したところ、当該健康保険組合等が保管する申立期間①、②、③及び⑤に係る届出書には、申立人の氏名が確認できる一方、年金事務所が保管する届出書に申立人の氏名は見当たらない。また、申立期間④についても、当該健康保険組合等が保管する届出書には、申立人の氏名が確認できるが、年金事務所保管の届出書をみると、申立人の欄が黒色の二重線で抹消の上、提出されていることが確認できることなどから、事業主が社会保険事務所に提出した届出書は、B健康保険組合及びC厚生年金基金に提出した届出書と同一の内容ではなかったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 4 月 15 日まで
年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間頃にA営業所で勤務した期間の記録が無いとの回答を受けた。
しかしながら、A営業所で同じ業務に従事していた私の義姉には、B社で厚生年金保険被保険者記録が有る。
当時、私の給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社が経営するA営業所で勤務していたと申し立てているところ、申立人提出の電報及び同僚の陳述内容から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、当時、申立人は同事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同僚の陳述により申立期間当時、A営業所で勤務していたとされる複数の者のうち、同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が散見されることから判断すると、同社では当時必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B社は、平成 15 年 3 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿で同社の継承会社であったことが確認できるC社の事業主に事情照会を行ったが、「B社に係る資料は保存しておらず、当時の従業員に対する厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

さらに、B社の元事業主でA営業所の責任者であったとされる者は既に死亡しているため事情照会することができない上、同僚が当時の上司として氏

名を挙げた者からも、申立人の厚生年金保険料の控除の状況について具体的な陳述は得られず、当時の事情を明らかとすることができなかつた。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 47 年 8 月 10 日から勤務し、健康保険の資格取得日は同日となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された労働者名簿により、申立人が昭和 47 年 8 月 10 日からA社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持していた健康保険被保険者証及びC健康保険組合から提出された証明書により、申立人がA社において、健康保険の被保険者資格を昭和 47 年 8 月 10 日に取得したことが確認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 47 年 10 月 1 日にA社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員が所持する健康保険資格喪失証明書を見ると、同人は同年 5 月 29 日に健康保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同様に厚生年金保険と健康保険の資格取得日が相違していることが確認できる。また、C健康保険組合への照会結果から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した他の元従業員についても、厚生年金保険と健康保険の資格取得日が一致していない者がいることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の元従業員について、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日を比較したところ、記録が確認できた 10 人のうち 8 人が一致しておらず、いずれも雇用保険の資格を取得した 1 か月後ないし数か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明である。」としている。また、申立期間当時の事務担当者は、「当時、D職社員については適性を見るため、3か月程度の試用期間があったと思う。」旨陳述しているところ、申立人と同じD職であった3人も、「入社後一定期間、厚生年金保険に加入しない期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているが、当該期間の保険料控除については、いずれも不明としている。

これらのことから、A社では、申立期間当時、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月1日から34年1月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和34年1月2日から35年3月29日までの期間、同年6月25日から36年4月1日までの期間及び同年10月16日から同年10月30日までの期間について、A共済組合員として同組合員掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 3 申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月1日から同年10月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から35年3月29日まで
② 昭和35年6月25日から36年10月30日まで
年金の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社（現在は、C社）で勤務した申立期間の記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、昭和33年10月1日に入社し、途中、業務命令によりD社で勤務した期間を除き、36年10月30日まで継続して勤務していたので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の健康保険被保険者記録及びC社から提出された失業保険被保険者資格取得者名簿における申立人の記録から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和35年2月16日から同年3月26日までの期間及び同年7月4日から36年10月16日までの期間において、B社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間のうち、昭和33年10月1日から35年2月16日までの期間、同年3月26日から同年3月29日までの期間、同年6月25日から同年7

月4日までの期間及び36年10月16日から同年10月30日までの期間については、申立人のことを覚えているとする複数の元従業員からも、勤務期間に係る具体的な陳述までは得られないため、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、B社については、昭和34年1月2日に、適用を受ける年金制度が厚生年金保険からA共済組合に移行しており、移行時点において厚生年金保険の被保険者資格を有し、その後も継続して同事業所で勤務していた者については、A共済組合における組合員としての記録が残されているところ、申立人については、C社から提出された組合員名簿、並びにA共済組合から提出された組合員の資格取得届及び同資格喪失届、退職一時金請求書により、同事業所において、36年4月1日にA共済組合の組合員資格を取得し、同年10月16日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、C社は、「A共済組合の退職一時金が支給済みとなっている期間を除き、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料又はA共済組合員掛金を控除したかどうかは不明である。」、「申立期間当時、1年ごとの契約更新制である『E職』という雇用形態があり、その場合、健康保険と失業保険のみしか加入しなかったと聞いている。」と回答している。加えて、B社の元従業員で職長であったとする者も、「当時はF時期に合わせて、1か月ないし2か月間雇用される従業員とF時期が過ぎても雇用される従業員がいた。前者は社会保険制度には加入せず、後者は雇用期間が長期になると健康保険及び失業保険に加入し、その後、年金制度に加入する人もいた。」と陳述している。

また、申立人と同様に、昭和35年2月16日から同年3月26日までB社における健康保険の被保険者記録が有り、その後、関係会社のD社において同年3月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5人については、いずれもB社で厚生年金保険又はA共済組合に加入した記録は確認できない上、そのうち2人は、自身の雇用形態について「アルバイトだった。」と陳述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和33年10月1日から34年1月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により、A共済組合員として、申立期間のうち、同年1月2日から35年3月29日までの期間、同年6月25日から36年4月1日までの期間及び同年10月16日から同年10月30日までの期間に係る掛金を事業主により、それぞれ給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和36年4月1日から同年10月16日までの期間については、A共済組合の退職一時金の支給を全額受けた期間であることが確認できるところ、厚生年金保険制度及びA共済組合の統合に係る法令に基づき、

当該期間については、厚生年金保険の被保険者であったとみなされる期間から除外されている。

一方、A共済組合員期間のうち、年金記録確認第三者委員会が調査審議の対象とすることができるのは、当該法令に基づき、平成14年4月にA共済組合が厚生年金保険に統合された時点で厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされ、社会保険庁長官（現在は、厚生労働大臣）の原簿に記録すべき事項とされた期間であるところ、前述のとおり、上記の期間は当該期間から除外されていることから、当委員会の調査審議の対象とはならない期間であり、当該退職一時金の受給の有無についても調査審議の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和36年4月1日から同年10月16日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 25 日から 39 年 8 月 31 日まで
② 昭和 42 年 5 月 10 日から 43 年 12 月まで
③ 昭和 46 年 10 月 30 日から 47 年 10 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①、B社で勤務した期間のうちの申立期間②及びC社で勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、いずれも勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録も確認できないことから、事業主等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員60人に照会し28人から回答を得たが、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを記憶している者はいない。

2 申立期間②について、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の資格喪失日はオンライン記録と一致する昭和

42年5月10日として社会保険事務所（当時）に届け出られたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和43年1月又は同年2月に祖母が亡くなった時には、B社に在職中であった。」旨陳述しているところ、除籍の記録から、当該祖母は昭和42年*月*日に亡くなったことが確認でき、申立人の陳述と符合しない上、B社の同僚の一人は、「申立人は、申立期間にB社で勤務していなかったと思う。」としている。

3 申立期間③について、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であり、事務を担当していたとされる者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、C社D営業所で申立人と共に勤務していた同僚の妻は、「私は主婦だったが、C社D営業所の建物は1階が事務所だったので、当時の事は大体覚えている。申立人は、子供を出産してからは仕事を辞めたので、申立期間には勤務していなかったと思う。」と陳述しているところ、戸籍の記録から、申立人は、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和46年10月30日）の前である昭和46年*月*日に、子を出産していることが確認でき、上記同僚の妻の陳述と符合する。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る欄を見ると、昭和46年10月30日の資格喪失に伴い申立人から健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点も見当たらない。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。
私は、復員後の昭和 21 年 2 月 1 日からA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚二人の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 30 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立人が、給与計算業務の担当者であったと記憶する前述の同僚のうちの一人も、「私は、給与計算業務を行っていなかったため、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

また、申立人が、昭和 21 年頃にA社で勤務していた同僚として名前を挙げた 31 人のうち 11 人（前述の同僚 2 人のうち、昭和 21 年 4 月に入社したとする 1 人を含む。）は、前述の被保険者名簿から、22 年 6 月 1 日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該 31 人とは別の「昭和 21 年 7 月には、既にA社に勤務していた。」旨陳述している元従業員は、同名簿において、申立期間後の 24 年 12 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び昭和 21 年 4 月にA社に入社したとする前述の同僚は、

申立期間当時の同社の従業員数を 30 人ないし 40 人と陳述しているところ、前述の被保険者名簿において確認できる 22 年 1 月 1 日現在の被保険者数は 10 人、また、23 年 1 月 1 日現在の被保険者数は 19 人であることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13135 (事案 7423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 54 年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、昭和 47 年から 53 年 3 月までの期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

しかし、当時、私は、A 社の下請事業者であり、同社の事業主が私を厚生年金保険に加入させた。今回、新たな事情として、当時の厚生年金保険料の支払方法等を思い出した上、申立期間を昭和 48 年 1 月 1 日から 54 年 4 月 30 日までの期間に変更する。私は、同社又は同社の B 営業所であった D 社で厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 47 年から 53 年 3 月までの期間を申立期間とした前回の申立てについては、元事業主及び複数の元従業員の陳述から、申立人が A 社及び C 社の下請事業者であったことが推認できるものの、i) オンライン記録によれば、A 社は、51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではなく、また、C 社は、53 年 2 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない、ii) A 社の事業主であったとされる者及び C 社の元事業主は、「申立期間において、下請業者が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」旨陳述している、iii) 両社は、いずれも、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が両社の親会社とする D 社は、申立期間当時の両社に係る資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況が確認できない、iv) 両社各々に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 47 年 12 月までの国民年金保険料を納付済みであること（昭和 45 年から 48 年までの期間を申立期間とする申立人の国民年金の記録の訂正の申立てについて、当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 12 日付けで総務大臣による年金記録に係る苦情のあっせんが行われた結果、当該期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月までの期間が保険料の納付済期間に訂正済み。）、及び A 社から下請代金として受領した手形が不渡りになった時期が 54 年 4 月頃であったと記憶していることから、厚生年金保険に加入していた期間は、48 年 1 月 1 日から 54 年 4 月 30 日までの期間と考えられるとして、申立期間を当該期間に変更している。また、申立人は、「私は、A 社の下請事業者であり、同社の事業主が私を厚生年金保険に加入させ、私は、同社の事業主が当該事業主から別の者に交代した時に、下請事業者を辞めるまで厚生年金保険に加入していた。同社の経理事務及び下請代金の支払事務については、昭和 52 年頃までは同社の B 営業所であった D 社が行っていたが、それ以降は A 社が行っており、申立期間に係る厚生年金保険料は、同社での下請代金から控除されるか、又は複数月分を一括して現金で同社に支払っていたことを思い出したので、同社又は D 社のうちのいずれかで厚生年金保険に加入していたはずである。」旨申し立てている。

しかし、申立人を厚生年金保険に加入させたとされる者を事業主とする A 社は、同社に係る商業登記簿により、申立期間の始期より後の昭和 48 年 9 月 3 日に設立されていることが確認できること、及び当該事業主の後任とする者は、「A 社では、昭和 51 年 7 月に当該事業主による事件が発覚し、当該事業主は行方不明となった。私は、当該事業主の後任者として事件の後始末を行った後、同社の業務を承継する別法人を設立した。私が当該事業主の後任となった同年 7 月以降において、申立人を下請事業者として使ったことはない。」旨陳述していることから、申立人が A 社の下請事業者であった期間は、申立期間の一部である 48 年 9 月頃から 51 年 7 月頃までの期間と推認でき、申立人が主張する申立期間とは符合しない上、同社の下請事業者であった申立人は、厚生年金保険の被保険者とされる「適用事業所（A 社又は D 社）に使用される者」には該当しなかったものと考えられる。

また、申立人を厚生年金保険に加入させたとされる A 社の元事業主に再度照会したものの、同氏は、「申立人が当社の下請事業者であったことは記憶しているが、申立人を厚生年金保険に加入させたかどうかは分からない。」旨回答している上、同社の経理事務を担当したとする複数の元従業員も、「A 社が下請事業者を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からないし、同社

が下請事業者への支払代金から厚生年金保険料を控除したり、下請事業者から現金で保険料を預かり、社会保険事務所（当時）に納付したことがあるかどうかも分からない。」旨回答しているほか、同社の支払業務を担当したとされる元役員は所在不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、D社は、「A社が当社の関連会社であったかどうかは不明である上、当社が関連会社の下請事業者の下請代金を支払ったことはない。また、申立人に限らず、下請事業者を当社の厚生年金保険に加入させたことがあるかどうかは不明である。」旨回答している上、同社の経理事務又は社会保険事務を担当したとする複数の元従業員は、「A社は独立した会社であったので、D社がA社の下請事業者に対する支払を行ったり、同社の下請事業者を厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人は、「A社の下請事業者であった私自身の事業所の従業員の一人は、申立期間において、私と同様に厚生年金保険に加入しており、当該従業員分の厚生年金保険料についても、同社での下請代金から控除されるか、又は複数月分を一括して現金で同社に支払っていた。」旨陳述しているところ、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにも、当該同僚の申立期間における被保険者記録は確認できない上、当該同僚は所在不明であるため、当時の事情等を照会することができない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿には、前回の申立て時に確認したとおり、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間（申立期間のうち、昭和48年9月21日から51年6月1日までの期間）における健康保険整理番号に欠番は無い上、D社に係る前述の被保険者名簿にも、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、両名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。